## 要約:デジタル時代の知識創造

## プロジェクトマネジメントコース 矢吹研究室 1442085 中村真悟

インターネットがパソコンやスマートフォン、タブレット端末などで身近になった。多くの情報が多くの人にコピーされ、変わっていき、元の情報の形などが無くなっていく、そのような事態をなくすために著作権法は存在する。現在、著作権の問題としてあるのはインターネットができる以前の著作権法では著作者にも利用する側にも枷となり、インターネットを介した著作物の利用が複雑化している。だが、著作権法を変えるにはベルヌ条約改定という国際的な議題となるため根本的な解決は容易ではないのだ。

そもそも著作権とは、無体である小説や芸術作品 等を保護するための法律である。書籍で例えれば、 小説自体に著作権があり、本自体には著作権がある わけではない。著作権によって、所有者の許可なく 著作物を模倣し、公開することが禁止されている。 言わば、形のない情報を個人のものとする財産権に 近しいものだ。また、著作権には著作物の私的利用 を認める一文がある。

パソコンが普及し始めた 1980 年代、デジタル的な著作物としてのソフトウェアが生まれた。そしてオープンソースソフトウェアという構造を決め、今までの著作権法にはない形となっている。

多くの人が情報を得て、情報を発信し、著作者といえるようになった。著作物は過剰となり、過剰となった著作物はやがて管理できなくなるか価値が暴落し、市場は失敗へと至る。どうなるかはわからないが、万人が著作者の時代が来るということだけが言える。

タブレット端末やスマートフォンの進歩でより 紙の本に近い感覚の電子書籍が流行り始めている。 紙の本とは違い、瞬時に単語の意味を調べることが できたり、楽譜を表示しながら実際の音楽を聴くこ とができたり、紙媒体ではありえないほど拡張性が ある。だが、メリットばかりではない。媒体である タブレット端末やスマートフォンは、充電しなけれ ばならないこと、生産が中止される恐れがあるこ と、閲覧するソフトがまちまちだということ、の三 点がデメリットである。特に充電に関しては必ず と言っていいほど付きまとうことになる。

技術の発展に伴い、インターネットを使った情報 収集が容易となった昨今では、著作権と現実があわ くなってきた。簡単にコピーすることが出来るよ うになり、それが悪いことだと知らずに著作権を 侵害しているといえる。一つ例として、グーグルの ブック検索プロジェクトがある。グーグルが電子 書籍を実際にシステム化しようとした際にも、書籍 の内容だけではなく引用時に出店が必要となるた め、著者のデータベースをも作らなくてはならな かった。さらには権利者不明の書籍に関しては事 実上グーグルの独占となるため、多くの反対を受け た。このことから、著作権から考え、実際の権利は どこにあるのかという大きな見方が出来なくなっ てきているのではないだろうか。そのことから「著 作権と現実があわない」状態になったのだろう。昔 は、日の目を浴びることのなかった自費出版本も インターネットの普及によって様々な経路を得た。 さらに電子書籍やブログの登場により、小説家と 本の在り方は多種多様になった。これからもイン ターネットが生み出す力を失わないのであれば、ほ んと小説家の在り方は変わり続けるだろう。

デジタル化の波は何も紙と電子書籍に限った話ではない。図書館や博物館、美術館もデジタルデータによってより長く、正確に残し、多くの人に使ってもらえるようにするデジタルアーカイブというものがある。従来の方法とは違い、一つのデバイスから複数のデータを閲覧し、結びつけることが出来る。ただ、デジタルアーカイブも絶対的というわけではなく、再生する機器と保存する機器がなくなれば価値がなくなってしまう。それは扱う人間にも同様のことが言える。デジタルアーカイブを残すことと、それを扱える人材を育成することが急務といえる。

これらのことは、著作権が出来たころからの問題ではなく、インターネットが出来てからの問題である。最もインターネットに触れているのは、今を生きる私たちだ。いまだに未知数で多くの可能性を秘めているインターネットを使いこなし、知識を創造することが出来るかはこれらにかかっている。